

経営相談 Q & A

「ストレスチェック」について

Q

労働安全衛生法に基づき労働者数が50人以上の事業場を対象にストレスチェックが義務付けられたと聞きました。当社は労働者10人を雇用する中小企業ですのでその対象ではありませんが、従業員の健康管理面からストレスチェックを実施すべきと考えています。ただ、コストもかかりますので悩んでいます。

A

「ストレスチェック」は、職場におけるメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的に、常時50人以上の労働者を使用する事業場に対し、平成27年12月から年1回の実施が義務付けているものです。

ストレスチェックは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、回答を集計・分析することで、①労働者自身のストレスへの気づきを促す、②集団分析等をストレスの原因となる職場環境の改善につなげる、などによりメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。なお、ストレスチェック制度の実施が義務付けられている事業場については、実施結果を所轄の労働基準監督署に報告する必要があります。

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の実施状況について取りまとめ公表しています。これによると平成29年6月末時点で、事業所の8割超がストレスチェックを実施済みであることが分かりました。事業規模別にみると、規模が大きいほど実施割合が高くなっています。

業種別では、金融・広告業や通信業では9割を超えている一方、接客・娯楽業や清掃・と畜業では7割を下回っているなど、バラツキがみられます（図表1）。また、在籍労働者のうち、ストレスチェックを受けた労働者は事業規模に関わらず8割弱となっています（図表2）。

●ストレスチェックの実施状況（図表1）

（平成29年6月末現在）

・事業場規模別

事業場規模	50-99人	100-299人	300-999人	1000人以上	計
割合（※1）	78.9%	86.0%	93.0%	99.5%	82.9%

・業種別（主な業種）

業種	製造業	建設業	運輸 交通業	貨物 取扱業	商業
割合（※1）	86.0%	81.1%	80.9%	76.6%	79.9%

業種	金融・ 広告業	通信業	教育・ 研究業	保健・ 衛生業	接客・ 娯楽業	清掃・ と畜業
割合（※1）	93.2%	92.0%	86.2%	83.7%	68.2%	67.0%

（※1）ストレスチェックを実施した事業場の割合

●ストレスチェックの受検状況（図表2）

（平成29年6月末現在）

事業場規模	50-99人	100-299人	300-999人	1000人以上	計
割合（※2）	77.0%	78.3%	79.1%	77.1%	78.0%

（※2）ストレスチェックを受けた労働者の割合

ストレスチェックは実施することが目的ではありません。ストレスチェックをきっかけに、働く者一人ひとりが自らのストレスの状況に気づきセルフケアなどの対処をするとともに、事業者は、長時間労働の改善や職場内のコミュニケーションのあり方などを含めた職場環境の見直しを行い、働きやすい職場づくりを進めることが重要です。

なお、お問い合わせの企業のように50人未満の事業場は実施の対象となっていませんが、従業員の健康管理面等から、可能な限り実施することが望ましいでしょう。

厚生労働省では、労働局・労働基準監督署においてストレスチェックの実施徹底を指導すると

もに、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策を推進するため、ポータルサイト「こころの耳」を通じた企業の取組事例の提供、産業保健総合支援センターによる教育・研修の実施、企業の取組に対する助成金といった各種支援事業の充実を図っています。

●「ストレスチェック」実施促進のための助成金
派遣労働者を含めて従業員 50 人未満の事業場がストレスチェックを実施し、また、産業医からストレスチェック後の面接指導等の活動の提供を受けた場合、所定の要件を満たせば費用の助成が受けられます。

1. 助成金を受けるための要件

以下の 5 つの要件を全て満たしていること

- ①労働保険の適用事業場であること。
- ②常時使用する従業員が派遣労働者を含めて 50 人未満であること。
- ③ストレスチェックの実施者が決まっていること。
- ④事業者が産業医資格を持った医師と契約し、ストレスチェックに係る医師による活動の全部又は一部を行わせること。
- ⑤ストレスチェックの実施及び面接指導等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。

2. 助成対象および助成金額

助成対象	助成額（上限額）
ストレスチェックの実施	1 従業員あたり 500 円
ストレスチェックに係る医師による活動	1 事業所あたり 1 回の活動につき 21,500 円 (上限：年 3 回)

※500 円、21,500 円はそれぞれの上限額です。実費額が上限額を下回る場合は実費額が支給されます。

3. 期間

・実施対象期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

・申請期間

平成 29 年 4 月 15 日～平成 30 年 6 月 30 日
(ストレスチェック実施後 6 か月以内に申請すること)

4. 様式一覧

申請に係る各様式とチェックリスト

<http://www.johas.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1007/Default.aspx>

<参考>

ポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

産業保健総合支援センター

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

産業保健関係助成金

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx>

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム

<https://stresscheck.mhlw.go.jp/>

「労働安全衛生調査」(厚生労働省)によれば、「現在の仕事や職業生活に関することで、強いストレスとなっていると感じる事柄がある」労働者の割合は約 6 割に上ります。事業規模に関わらずストレスチェックを有効に活用し、メンタルヘルス不調を未然に防止していくことが望まれます。

(丸尾尚史)